

運輸安全マネジメントの実施について

道路運送法の改正等により運輸安全マネジメントの導入が義務付けられました。すばる交通においては輸送の安全の確保が最も重要であることを再認識し、ひとりひとりが安全輸送に関し責任を持ち安全性の向上に努めるため、次に掲げる「輸送の安全に関する方針」を定めました。

社長が最終的な責任を有する組織を明確にし、経営トップから現場までが一丸となって輸送の安全に関する目標とその計画を作成し、情報の共有や伝達を確実にし、また、業務の改善を継続的にし、記録を管理することにより、輸送の安全性の確保と向上に努めます。

お客様に安全で安心そして気持ちよく目的地まで行っていただけるよう、すばる交通の全社員が一丸となって運輸安全マネジメントに取り組むことを宣言いたします。

輸送の安全に関する基本的な理念

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底します。以上を実行に移すため、次による「安全に関する方針」を事業場に掲げ、全従業員の意識の高揚を図ります。

安全に関する基本方針

- 一 ロードリーダーとして模範運転を行い、交通秩序を確立し、健全な車社会の構築に努めます。
- 二 交通事故ゼロを目指し、関連法規制を順守します。
- 三 運行管理業務の確実な実行により、安全で安心そして快適なハイヤー・タクシーの提供に努めます。
- 四 前年の事故件数10%削減の具体的目標を設定し、その達成に向けてまい進します。
- 五 交通事故防止の意義と社会的責務を認識し、全社員一丸となって安全マネジメント体制の構築に取り組みます。

輸送の安全に関する交通事故削減計画の策定(Plan)、実行(Do)、実行内容のチェック(Check)、不備がある場合には改善(Act)を行い、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

平成19年4月1日制定
すばる交通株式会社
代表取締役 森 晃一